

5（Gno.11）ドイツ刑事判例研究（ドイツ刑法研究会）

代表：曲田 統

1987 年度開始

【研究の目的】

日本の刑法学の発展に寄与するためには、ドイツ刑法学の理論面のみならず、判例実務の動向をも的確に押さえることが必要である。本研究会は、このうち特に後者を重視し、ドイツの刑事判例の中から、特に日本刑法学に対して示唆的な諸判例を選び、各判例の事実および理由を正確に訳出し、判例・学説上の意義を明らかにすることを目的とする。